

『史上最強のFP3級テキスト 23-24年版』お詫びと訂正

本書で記載されている内容に誤りがありました。ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

●P.49 5 厚生年金保険の概要 解説文3行目及び12行目

3行目 誤) ~加入対象です。保険料は、~ 正) ~加入対象です。厚生年金保険の保険料は、~
12行目 誤) ~以上になると、被保険者は、~ 正) ~以上になると、厚生年金保険の被保険者は、~

●P.69 2 寡婦年金と死亡一時金 出る囲み内、死亡一時金解説文2行目

誤) ~「納付済期間+免除期間」が~ 正) ~納付済期間が~

●P.143 脚注※1の追記(最後に追加)

なお、証券会社を取り扱っている外国為替証拠金取引(FX取引)は補償の対象外である。

●P.148 「過去問トレーニング」の「問2」答え解説文1行目

誤) 元利合計=10,000,000×~ 正) 元利合計=1,000,000×~

●P.212 4 医療費控除 解説文最終行

誤) ~この特例と従来の医療費控除のどちらかを選ぶ選択制で~
正) ~この特例と従来の医療費控除は、どちらかを選ぶ選択制で~

●P.219 5 所得税額の算出 囲みの解説文1行目

誤) と配当控除の問題が頻出! 正) 住宅ローン控除と配当控除の問題が頻出!

●P.254 6 建蔽率の緩和規定 「建蔽率の上限が緩和される場合」の表内解説1~2行目

誤) 建蔽率の上限80%以外の地域で次の①②を建築した場合

①防火地域内に耐火建築物および耐火建築物~

正) 次の①②を建築した場合

①防火地域内(建蔽率の限度が80%の地域を除く)に耐火建築物および耐火建築物~

●別冊P.6 設問52 解説文1行目

誤) ~「納付済期間+免除期間」が~ 正) ~納付済期間が~

●別冊P.19 設問25 問題と解答解説

誤) ビタミン剤、健康食品、コンタクトレンズの購入費、市販薬も含む医薬品の購入費は医療費控除の対象外となる。※スイッチOTC医薬品を除く。

解答 × 医薬品の購入費は控除対象となる。→p.212

正) 医薬品の購入費は市販薬も含めて医療費控除の対象となるが、ビタミン剤、健康食品の購入費は医療費控除の対象外である。

解答 ○ 美容・健康増進を目的とする諸費用は、医療費控除の対象外。→p.212